

川西市個人情報保護条例

(個人情報保護審議会)

第 41 条 第 7 条ただし書、第 8 条第 3 項第 5 号及び第 4 項、第 10 条第 1 項第 4 号及び第 2 項並びに第 13 条第 2 項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理するものとする。

3 審議会は、前 2 項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(取扱いの制限)

第 7 条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条第 1 号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)に基づいて取り扱うとき、又は第 41 条第 1 項に規定する川西市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な行政執行のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれのある事実
- (3) 犯罪歴

(収集の制限)

第 8 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示に基づき収

集するとき。

- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (5) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、審議会の意見を聴いた上で必要がないと認める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示に基づき利用し、又は提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、審議会の意見を聴いて必要がないと認める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

(電子計算機の結合による提供の禁止)

第13条 実施機関は、通信回線等による電子計算機の結合により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により電子計算機の結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、また、同様とする。

特定個人情報保護評価に関する規則

(地方公共団体等による評価)

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル(第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき(当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。)は、地方公共団体等は、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。